(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、疲弊した地域の経済力の回復を図るため、地域の商業団体等のまちづくりに参画する団体(以下「街づくり参画団体」という。)が市町村と連携して行う新しい生活様式に対応したまちのにぎわいづくり(消費喚起)事業の実施に要する経費について、令和3年度予算の範囲内において、当該市町村に対し、まちのにぎわいづくり支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱においてまちづくり参画団体とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合又は 商店街振興組合連合会
- (2) 任意の商店街団体等であって市町村長が認める団体
- (3) まちの活性化を図るため、事業を行おうとする実行委員会等、上記以外の団体で 市町村長が認めるもの
- 2 この要綱において新しい生活様式に対応したまちのにぎわいづくり事業とは、地域 商業振興と域内消費に繋がる集客を伴う取組であって、以下の要件を全て満たすもの とする。
- (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために新たに経費が発生するものであること。
- (2) 市町村から支援を受けている又は新たに受ける事業であって、市町村補助金の交付決定を受けたものであること。
- (3) 複数の団体が連携して取り組むものであること。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第3 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。
- 2 補助対象経費については、補助事業者が別途間接補助事業者を支援する補助事業の 交付の決定の通知をした日まで遡って交付対象とする。

(申請書等)

- 第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない 書類は、次のとおりとする。
- (1) まちのにぎわいづくり支援事業一覧表 (第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、 消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控 除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に よる地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。 以下同じ。)を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税 及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 補助金の交付の決定に係る事業(以下「間接補助事業」という。)を行うまちづくり 参画団体(以下「間接補助事業者」という。)からの間接補助金(市町村が間接補助 事業者の行う間接補助事業に要する経費に充てることを目的として県が交付する補助 金を財源の一部として間接補助事業者に交付する補助金をいう。)の交付の申請に際し ては、前項の規定に準じた方法により申請させるものとする。

(補助金の交付の条件)

- 第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の 規定により付された条件となるものとする。
 - (1) 間接補助事業者に対して市町村が補助する額は、補助金の額の算定にあたって使用する「市町村が補助する額」に県補助分を加えた額とすること。
 - (2)補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更する場合又は間接補助事業の内容若しくは間接補助事業に要する経費の配分を変更する場合において、事業変更承認申請書(第5号様式)を知事に提出してその承認を受けること。ただし、間接補助事業における別表の経費区分に掲げるそれぞれの経費の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合又は間接補助事業者が間接補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
 - (4) 補助事業若しくは間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂

行が困難となった場合において、速やかに事業遅延(事故)報告書(第7号様式)を 知事に提出してその指示を受けること。

- (5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかに する書類、帳簿等を備え付け、これらを令和4年4月1日から5年間保管しておくこ と。
- (6) 間接補助事業者に対し、間接補助事業の状況、間接補助事業の経費の収支その他間接補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを令和4年4月1日から5年間保管させること。
- (7)間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(規則第19条に規定するものに限る。以下同じ。)を知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸付けさせ、又は担保に供させないこと。 ただし、第11に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (8) 間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳(第8号様式)その他関係書類を第11に規定する期間、整備保管させること。
- (9) 間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の 承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、 その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (10)間接補助事業者に対し、法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の 決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守させるため に必要な条件を付すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金交付申請の取下げの期日は、補助金の交付 の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、令和3年9月30日現在の状況を記載した事業遂行状況報告書(第9号様式)を、令和3年10月10日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和4年4月10日のいずれか早い時期までに事業完了(廃止)実績報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 間接補助事業一覧表(第2号様式)
 - (2) 事業実績書(第3号様式)
 - (3) 収支精算書(第4号様式)
 - (4) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び財産管理台帳(第8号様式)の写し
- 2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕 入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減 額して報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第10 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第11 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第11号様式)を提出するものとする。
- 2 県は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附則

この要綱は、令和3年5月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表(第3関係)

MARK (NV - MANN)		
補助対象 経 費	市町村の補助金交付決定を受けている新しい生活様式に対応したまちのにぎわいづくり事業に要する経費。	
	ただし、令和2年度以前も実施している事業については、感染症対策に	
	関わる経費のみとする。	
	経費区分	内容
	事業実施に 係る経費	会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、印刷製本費、光熱水費、その他の経費(その他知事が特に必要と認める経費)
補助金の額	補助対象経費のうち市町村が補助する額の2分の1に相当する額又は 市町村補助額を除く補助対象経費の2分の1に相当する額のいずれか低 い額とし、上限額は20万円とする。	